

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつけるとともに、作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。



工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施 ^{※1} 、記録の3年保存【3条】		●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】		●	▲ ^{※2}	●
分析調査に関する資格者要件【3条】 ^{※1}		●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】		● ^{※3}	● ^{※4}	● ^{※5}
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】		● ^{※6}	● ^{※6}	● ^{※6}

- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
- ※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2）	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル3）
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】	●	●	●	●	
作業者に対する特別教育の実施【27条】	●	●	●	●	
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】	●	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】	●				
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】	●	●	●	●	
マスク、保護衣等の使用【14条】	●	●	●	●	
関係者以外の立入禁止・表示【15条】	●	●	●	●	
石綿作業場であることの掲示【34条】	●	●	●	●	
作業者ごとの作業の記録・40年保存【35条】	●	●	●	●	
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】	●	●	●	●	
作業者に対する石綿健康診断の実施【40条】	●	●	●	●	

(※) 表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

新規開講 山口労働局長登録第1号 工作物石綿事前調査者講習 **募集開始!**

●当センターでは、令和8年1月1日からの工作物事前調査者講習修了者による調査の実施に係る施行に向けて、10月15日付けで山口労働局長の登録手続きを完了しました。受講に関するお問い合わせを多数お受けしていましたが、本日10月16日から募集を開始します。施行までには十分な期間がありますので、今後随時開催予定についてご案内いたします。計画的な受講についてご検討ください。

●山口県内には、全国有数のコンビナート企業群が控えており、その製造プロセスにおいて随所に工作物に該当する設備で構成されています。他にも各地に焼却設備、発電設備などインフラ設備が存在しており、それらの多くはかつて石綿製品を使用したことが疑われる工作物に該当するものです。

●現在県内唯一の当該講習実施機関として、実施態勢を整備してまいりました。年内に以下のとおり2回の開催を決定し、来年1月にも計画しています。集団で受講希望の方は出張臨時開催も承りますので当センターまでお問い合わせください。

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
1	11月26日(火)、27日(水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 申込受付中	受講料 35,200円 科目免除者 33,000円 テキスト代 4,400円
2	12月23日(月)、24日(火) 1日目 9:00~16:30 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	※R7年1月開催分については決まり次第募集を開始します
3	R7 1月下旬の2日間(調整中) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 申込受付中	

【工作物】建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする物

- 炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備)
- 電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備)
- 配管及び貯蔵設備(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備)※上水道管は除く
- トンネルの天井板、駅ホーム屋根等



(注) 建築設備(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等)に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部に相当します

トンネルの天井板、駅ホーム屋根等工作物の一部については、建築物石綿含有建材調査者による事前調査が可能とされています

【受講資格】は7月号をご参照ください

【山口建設安全教育センターからのお知らせ】

当センターでは令和6年9月20日をもって、「一般社団法人 山口建設安全教育センター」へと法人化したしました。運営体制は従前と特に変わりませんが、この機会に受講料を分かりやすくするため一部改訂しました。また受講料等の納入先口座も変更しましたのでご注意ください。今後ともよろしくお願ひします。

西京銀行山口支店 普通 2703011

一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

- 今年当センターではほぼ毎月石綿含有建材調査者講習を開催してきましたが、年内は以下の予定で開催します。開催頻度が少なくなっていますので、計画的にご受講ください。



回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
11	10月30日(水)、31日(木) 1日目 9:00~16:30 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	全科目受講 35,200円 石綿主任者講習 33,000円
12	12月18日(水)、19日(木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 申込受付中	テキスト代 5,181円 20日から受講料を変更します

11月11・12日石綿作業主任者技能講習(助成金対象)開催します

- 今年最後となる11月度の石綿作業主任者技能講習の開催を決定しました。調査者講習の受講を希望される方で、その受講資格を取得されたい方は計画的に受講してください。
- 石綿作業主任者技能講習を修了された方が、続けて石綿調査者講習を受講できるように、開催会場・開催時期を考慮した講習を開催しています。石綿作業主任者技能講習を合格見込みとして、二つの講習を同時に申し込むこともできます(合格が必須)。
- 当センターでは講習終了後、修了試験(考査)を実施し、合格者には即日修了証を交付します。事前に写真添付された申込書の送付をいただかないと修了証を作成できませんので、手続きは1週間前までにお願いします。予約後正式申込み及び受講料の納付手続きがなされない場合、キャンセルとみなすこととなりますので、失念されませんようにお願いします。

[山口労働局長登録第171号]石綿作業主任者技能講習

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
7	11月11・12(月・火) 1日目 9:10~16:40 2日目 9:30~16:30	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	受講料 12,100円 テキスト代 2,013円

石綿含有建材調査者のための実地研修の開催案内

当センターでは昨年来多くの方に建築物石綿含有建材調査者講習を行ってまいりましたが、資格は取得したものの、実際の調査については不安で自信がないなどといった声を多数寄せられていました。

この度、実際の建物を対象に実技研修を行うことになりました。

定員を15名として、以下のとおり実践的な研修会を開催しますので、ご希望の方は当センターまでお問い合わせください。

- 開催日 11/5, 11/29
- 会 場 建設山口 会議室 (山口市維新公園 2丁目 1-10)
- 受講料 22,000円(消費税込み)
- 内 容 実地調査の方法、報告書の作成、結果報告の届・計画届の作成方法等
- 講 師 石綿調査コンサルタント、当センター事前調査者講習講師

労働基準監督署への報告方法が変わります

2025年1月1日からじん肺健康管理実施状況報告等の一部報告の手続きを原則電子申請によることとされたので、必要な方はe-Gov登録手続きを行ってください。石綿健康診断結果報告、レベル1,2の建材に係る計画届等については、義務化になっていませんが、電子申請も可能となっています。